第四十条の六第二十四項第一号イ中「及び住所」を「、住所及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下この章において同じ。）（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所。以下この条において同じ。）」に改め、同項第二号イ並びに同条第二十九項第一号、第三十二項第一号、第三十六項第一号、第三十九項第一号、第四十六項第一号、第六十四項第一号及び第六十六項第一号中「及び住所」を「、住所及び個人番号」に改める。

第四十条の七第二十五項第一号イ中「及び住所」を「、住所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所。以下この条において同じ。）」に改め、同項第二号イ並びに同条第三十項第一号、第三十四項第一号、第三十九項第一号、第四十三項第一号、第五十二項第一号、第六十四項第一号及び第六十六項第一号中「及び住所」を「、住所及び個人番号」に改める。

第四十条の七の四第十七項第一号、第四十条の八第三十四項第一号、第四十条の八の二第四十一項第一号及び第四十条の八の四第十一項第一号中「及び住所」を「、住所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所）」に改める。

第四十六条の八の二第三項第一号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下この章において同じ。）又は法人番号（同条第十五項に規定する法人番号をいう。以下この章において同じ。）」に改め、同条第四項第一号及び第五項第一号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号」に改める。

第四十六条の十二第二項第一号イ及び第二号イ並びに第三項第一号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号」に改め、同条第四項中「事項」の下に「（個人番号及び法人番号を除く。）」を加える。

第四十六条の二十一第二項第一号、第四十六条の二十四第一項第一号、第四十六条の二十五第一項第一号、第四十六条の二十七第一項第一号及び第二項第一号、第四十七条の五第一項第一号、第四十七条の九第一号、第四十八条の三第一号並びに第四十八条の五第一項第一号及び第四項第一号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号」に改める。

第四十八条の七第一項第一号、第四十八条の八第一項第一号及び第三項第一号、第四十九条第二項第一号及び第三項第一号、第五十条第二項第一号及び第五項第一号、第五十条の二第二項第一号、第四項第一号及び第十一項第一号並びに第五十条の二の二第一項第一号及び第四項第一号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号を有しない個人にあつては、住所又は居所及び氏名）」に改める。

第五十一条の三第五項第一号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

（租税特別措置法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第八条　前条の規定による改正後の租税特別措置法施行令（以下この条及び第十条において「新租税特別措置法施行令」という。）第二条の四第三項において準用する第十五条の規定による改正後の所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号。以下この項及び第十六条において「新所得税法施行令」という。）第四十一条第一項、第四十一条の二第一項、第四十一条の三第一項及び第四十三条第一項から第三項までの規定は、施行日以後に提出する新租税特別措置法施行令第二条の四第三項において準用する新所得税法施行令第四十一条第一項に規定する特別非課税貯蓄限度額変更申告書若しくは行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「番号利用法整備法」という。）第七条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号。以下この条において「新租税特別措置法」という。）第四条第二項において準用する番号利用法整備法第十四条の規定による改正後の所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第十条第三項に規定する特別非課税貯蓄申告書又は施行日以後に新租税特別措置法施行令第二条の四第三項において準用する新所得税法施行令第四十三条第一項から第三項までの規定により提出する申告書について適用し、施行日前に提出した前条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（以下この条及び第十条において「旧租税特別措置法施行令」という。）第二条の四第三項において準用する第十五条の規定による改正前の所得税法施行令（以下この項及び第十六条において「旧所得税法施行令」という。）第四十一条第一項に規定する特別非課税貯蓄限度額変更申告書若しくは番号利用法整備法第七条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧租税特別措置法」という。）第四条第二項において準用する番号利用法整備法第十四条の規定による改正前の所得税法第十条第三項に規定する特別非課税貯蓄申告書又は施行日前に旧租税特別措置法施行令第二条の四第三項において準用する旧所得税法施行令第四十三条第一項から第三項までの規定により提出した申告書については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法施行令第二条の四第五項の規定は、施行日以後に同項の規定により提出する届出書について適用し、施行日前に旧租税特別措置法施行令第二条の四第五項の規定により提出した届出書については、なお従前の例による。

3　新租税特別措置法施行令第二条の六第一項及び第四項並びに第二条の十四第一項及び第三項の規定は、施行日以後に提出する新租税特別措置法施行令第二条の十四第一項に規定する財産形成非課税住宅貯蓄申込書又は新租税特別措置法施行令第二条の十四第一項に規定する財産形成非課税住宅貯蓄限度額変更申告書について適用し、施行日前に提出した旧租税特別措置法施行令第二条の十四第一項に規定する財産形成非課税住宅貯蓄申込書又は旧租税特別措置法施行令第二条の十四第一項に規定する財産形成非課税住宅貯蓄限度額変更申告書については、なお従前の例による。

4　新租税特別措置法施行令第二条の十七の二の規定は、施行日以後に受理する新租税特別措置法第四条の二第四項に規定する財産形成非課税住宅貯蓄申告書について適用する。

5　新租税特別措置法施行令第二条の十八第一項の規定は、施行日以後に同項の規定により提出する申告書について適用し、施行日前に旧租税特別措置法施行令第二条の十八第一項の規定により提出した申告書については、なお従前の例による。

6　新租税特別措置法施行令第二条の二十四第一項及び第三項の規定は、施行日以後に提出する新租税特別措置法施行令第二条の二十四第三項の申告書について適用し、施行日前に提出した旧租税特別措置法施行令第二条の二十四第三項の申告書については、なお従前の例による。

7　新租税特別措置法施行令第二条の三十一において準用する新租税特別措置法施行令第二条の六第一項及び第四項並びに第二条の十四第一項及び第三項の規定は、施行日以後に提出する新租税特別措置法第四条の三第一項に規定する財産形成非課税年金貯蓄申込書又は新租税特別措置法施行令第二条の三十一において準用する新租税特別措置法施行令第二条の十四第一項に規定する財産形成非課税年金貯蓄限度額変更申告書について適用し、施行日前に提出した旧租税特別措置法第四条の三第一項に規定する財産形成非課税年金貯蓄申込書又は旧租税特別措置法施行令第二条の十四第一項に規定する財産形成非課税年金貯蓄限度額変更申告書については、なお従前の例による。

8　新租税特別措置法施行令第二条の三十一において準用する新租税特別措置法施行令第二条の十七の二の規定は、施行日以後に受理する新租税特別措置法第四条の三第四項に規定する財産形成非課税年金貯蓄申告書について適用する。

9　新租税特別措置法施行令第二条の三十一において準用する新租税特別措置法施行令第二条の十八第一項の規定は、施行日以後に同項の規定により提出する申告書について適用し、施行日前に旧租税特別措置法施行令第二条の三十一において準用する旧租税特別措置法施行令第二条の十八第一項の規定により提出した申告書については、なお従前の例による。